

防災ボランティア活動の情報・ヒント集

安全衛生の確保、業務の範囲編

内閣府防災担当

1. ボランティアの安全・衛生管理

ボランティア活動は、危険な場所での実施や重労働などがあるため、安全管理には十分配慮が求められる。

(1) ボランティア活動前の事前対策

- ・ ニーズの問い合わせで、危険と判断される依頼は断るか、行政（災害対策本部等）へ相談し、判断するのが一般的である。
- ・ 現場の状況がわからないこともあるため、スタッフに余裕があれば、巡回調査を行い、状況確認をすることもある。
- ・ 予想外の事態へ備えて、緊急の連絡先などは事前に確認しておき、センター内に張り出している例がある。

【参考】危険な仕事の依頼、重労働の判断

- ・ 消防車やパトカーが監視をしている状況の現場作業
- ・ 立ち入り禁止区域での作業
- ・ 危険家屋での作業
- ・ 異臭がたちこめる付近での作業
- ・ 屋根に登る作業
- ・ 傾いた家から家具を運び出す作業
- ・ 大量の土砂やガレキを撤去する作業
- ・ 活動場所が遠隔地にある作業
- ・ 通過が困難な橋や道路を往来する作業
- ・ 深夜に及ぶ作業
- ・ 悪天候での作業
- 等

岩手県災害ボランティア活動マニュアルより抜粋（大規模災害を想定）

- ・ ボランティアからの事前問い合わせでは、個人装備などをきちんと伝えておくことで、準備不足や現地の情報を知らないまま、被災地を訪れるボランティアを未然に防ぐことができる。また、災害ボランティア活動への参加に際しては、家族・知人に行き先・行動計画を事前に伝えるようにする。

【表1】ボランティアに求める個人装備の例

服装	動きやすい服装（防寒・通気性のよい素材等） 帽子、ジャンパー、軍手、 ヘルメット 等
携行品	懐中電灯、カッパ、折りたたみ傘、電池、ごみ袋、携帯ラジオ 等
食料品	飲料水、非常食（飴、チョコレート、クッキー等） 等
生活品	タオル、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、テープ等） ティッシュ 等
その他	保険証、テレホンカード、地図、筆記用具、メモ、携帯電話 等

石川県災害時におけるボランティア支援マニュアルを参考に作成（大規模災害を想定）

（2）ボランティア活動開始前のオリエンテーションによる対応

- ・ ボランティアに対しては、オリエンテーションでの説明を通じて安全管理の徹底をする場合が多い。
- ・ 現場での判断は各ボランティアに委ねることになるため、現場へ同行するなどの対処方法もある。
- ・ 活動中に、余震や激しい大雨が降り出した場合は速やかに活動中止をするのが一般的である。実際に新潟県中越地震では、大きな余震のため行政から活動中止の指示によって活動を中止している。
- ・ 被災地で仕事が見つからないといって危険な仕事や自分の能力を超える仕事をしない。ボランティアの事故は、自分、周囲そしてボランティア活動全体に大きな迷惑をかける。
- ・ 健康の事前チェックに努め、服装や睡眠時間、疲労などにつき自己管理に留意するように伝える。更に各自で風邪・腹痛の薬、簡単な手当用品等を必ず携帯し、現地の診療所の負担とならないよう傷病の未然防止も呼びかける。
- ・ 災害ボランティアは、自分の正しさを押し付ける行為はしてはならないことを徹底させる。

【参考】オリエンテーションの実施内容の一例

【安全管理の徹底】

無理な作業をしない、がんばりすぎないこと。滑りやすいため、転倒や転落に注意する。事故の防止を作業効率より優先。不潔な環境のため、ケガをした場合は破傷風などに感染する危険があるので医師による治療は必須となる。事故などがあれば、直ちに救護所や診療所、病院などに搬送する。

【作業時の服装・装具などのチェック】

ケガ防止のため、暑くても長袖、長ズボンの厳守。転倒・転落する恐れのある場所での作業では、ヘルメット着用を義務付ける。手袋は、少なくとも軍手、耐油性のゴム手袋があれば望ましい。靴は、運動靴 長靴（そこに鉄板が入ったもの、滑り止めのもの）や長めの地下足袋などが望ましい。

ボランティアによる除灰作業マニュアル Ver2 より抜粋（火山災害を想定）

作成主体：洩田靖夫氏（日本予防医学リスクマネジメント学会・評議員）、平成 12 年 8 月作成

【参考】安全衛生管理に関する実例

- ・昨年 7 月の福井水害：「『1 時間に最低 15 分は休んでください』ということ徹底した。」「32 だったら寝不足や病気で体の弱っている人は活動中止 35 になったら全員活動中止にした」（「豪雨ボランティア懇談会」（16 年 9 月 18 日、内閣府主催。詳細は内閣府防災 HP を参照 <http://www.bousai.go.jp/vol/040918/>）より。）
- ・昨年 7 月新潟県豪雨水害時、三条市災害ボランティアセンターでは、休憩を入れる時間、水分補給の方法（塩とミネラルウォーターと一緒に摂取する）を受付時に徹底した。（三条市災害ボランティアセンターより聞き取り調査）

【参考】オリエンテーションでボランティアに伝える内容例

- ・プログラム毎にチームを編成し、チームリーダーを決定
 - ・オリエンテーションで活動やニーズの内容、注意事項等の確認
 - * 活動中に受けた依頼をボランティアセンターへ報告
 - * 危険を伴う活動は一旦中止し、ボランティアセンターに報告
 - * 被災者等とのコミュニケーションに留意
 - * 活動中にけがや体調を崩した場合はボランティアセンターに帰還
 - * 活動中に受けた苦情はボランティアセンターに報告
 - ・活動に必要な資材等の確認
 - ・チーム内での確認終了後、ボランティアセンターへ出発を報告

岐阜県多治見市・災害ボランティア受入対応マニュアル（地震災害を想定）を参考に作成

(3) ボランティア活動保険の加入 その他

- ・ ボランティア活動保険への加入が一般的に行われている。ボランティア活動保険の掛け金をセンターが負担するか、ボランティアが負担するかはセンターによって違いがある。
- ・ ボランティア保険に加入しないまま活動をしな。被災者・他のボランティアにも損害を与えた場面でも保険は不可欠である。
- ・ 必ず約款を熟読し、ボランティア保険の限界を理解すること。ボランティア保険だけでは十分とは言えない人は、別途の生命保険・損害保険の加入・見直し等、自律的なりスクマネージメントを行う。

【参考】全国社会福祉協議会 ボランティア活動保険の概要

加入申込者（加入できる方）

ボランティア個人またはボランティアグループ、特定非営利活動法人(NPO 法人)

- 1 社会福祉協議会に登録、または委嘱されていることが必要。

対象となるボランティア活動（いずれか該当するもの）

- (1) ボランティアグループの会則に則り企画、立案された活動

（グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要。）

- (2) 社会福祉協議会に届出た活動

- (3) 社会福祉協議会に委嘱された活動

補償期間 毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで

<http://www.fukushihoken.co.jp/volunteer/menu.html>

- ・ いきなり被災地からもとの生活に帰してしまうと、被災地での生活を体験し、感情的に高揚した状態から、日常生活の中で自分が浮いた存在になってしまい、ボランティア自身が傷ついてしまうことがある。
- ・ 活動を終え、活動を振り返ってもらい、ボランティアに対する事後のケア（クーリングダウン）をしている例もある。基本的に被災地の現実から日常の現実へゆっくりと意向させる時間を設ける。
- ・ 夜遅くまで酒を飲んで騒ぐなど、マナーの悪い行いをしない。被災地地域や被災者に現状以上のストレスを与えないようにする。